

## 住宅ストック循環支援事業 Q &amp; A (平成29年5月18日追加)

no.	内容	Q	A
1	エコリフォーム	耐震性を有する(新耐震基準により建築された)住宅で、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)」を実施したところ、耐震改修工事(金物を追加する工事等)が必要になったが、エコリフォームとあわせて耐震改修工事の補助の申請はできるか。	<p>本補助金で補助対象となる耐震改修工事は、旧耐震基準で建築された住宅に対して実施する工事です。</p> <p>新耐震基準により建築された住宅(登記:S58/4/1以降、確認済証:S56/6/1以降に新築された住宅)に実施する耐震改修工事は、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)」により検証した結果として必要になった場合であっても、補助対象にはなりません。</p> <p>なお、長期優良住宅化リフォーム推進事業または、地方公共団体の耐震改修補助制度においては同検証法による耐震改修工事も補助対象となりえます。詳細は、それぞれの実施主体にご確認ください。</p>
2	建替え	不動産登記では除却住宅の新築時期がS58/4/1以降(確認済証ではS56/6/1以降)だが、建築士が「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)」により耐震性が無いことを証明した場合、除却住宅の要件を満たしたことになるか。	本補助金においては、耐震性の有無については、その住宅の建築時期で判断することを原則としており、新耐震基準が適用される時期(登記:S58/4/1以降、確認済証:S56/6/1以降)に建築されたものは耐震性を有するものとして扱いますので、「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法(新耐震木造住宅検証法)」により耐震性が無いことが確認された場合であっても、エコ住宅の建替の補助対象とはなりません。